

## 第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表1に掲げる部分を開示すべきである。

## 第2 審査請求に至る経過

### 1 開示の請求

審査請求人は、平成28年8月3日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「広島県公安委員会定例会議の開催概要（平成28年7月6日）によれば平成28年度の広島県警察本部の法律顧問弁護士の辞任の申し出並びに新任の弁護士に7月1日付けで委嘱したとのことだが、これに関する書類（辞任理由や新任の選任理由についてわかるもの）。また辞任新任の両弁護士への28年度の報酬について分かる書類」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として次の（1）から（9）までの文書を特定の上、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年8月15日付けで審査請求人に通知した。

- （1）平成28年度における顧問弁護士の委嘱及び経費の支出について（伺い、起案日：平成28年3月17日）（以下「文書1」という。）
- （2）平成28年度訴訟代理人（顧問弁護士）に対する謝金の支出基準について（伺い、起案日：平成28年3月17日）（以下「文書2」という。）
- （3）平成28年度における訴訟代理人に対する謝金（日当相当）の支出について（伺い、起案日：平成28年3月17日）（以下「文書3」という。）
- （4）訴訟代理人（弁護士）に対する謝金の支出について（伺い、起案日：平成28年5月12日）（以下「文書4」という。）
- （5）顧問弁護士の委嘱について（伺い、起案日：平成28年6月21日）（以下「文書5」という。）
- （6）各会議（警務部内会議～公安委員会）の資料の作成について（伺い、起案日：平成28年6月22日）（以下「文書6」という。）
- （7）顧問弁護士の変更に伴う経費の支出先の変更について（伺い、起案日：平成28年6月23日）（以下「文書7」という。）
- （8）訴訟代理人（弁護士）に対する謝金の支出について（伺い、起案日：平成28年6月29日）（以下「文書8」という。）
- （9）訴訟代理人に対する謝金（弁護士着手金）の戻入について（伺い、起案日：平成28年8月3日）（以下「文書9」といい、文書1から文書9までを「本件対象文書」と総称する。）

### 3 審査請求

審査請求人は、平成28年8月18日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、顧問弁護士に関する情報及び選定理由について不開示としたことを取り消し、開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

不開示理由の条例第10条第2号に該当とあるが、条例には「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」とあり、顧問弁護士に関する情報は事業に関する情報である。弁護士の学歴経歴についても事業に関する情報である。

不開示理由の条例第10条第3号に該当とあるが、これも失当であり、弁護士が受任する以上、当然のことであり、不利益を配慮する必要などない。

不開示理由の条例第10条第6号について、顧問弁護士やその選定理由を明かすことは県警の業務の支障にならない。公金で委託する以上は支払先は明らかにする必要はあるし、支払うからには選任理由は公にしなければ適正な遂行とはならない。

### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 不開示とした部分及びその理由（全文書共通）

##### (1) 警察職員のうち警部補以下の職にある者の氏名及び印影

特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書に該当しないため。

##### (2) 顧問弁護士の氏名、印影、住所、事務所名、事務所所在地、郵便番号、電話番号及びファックス番号（以下「顧問弁護士特定情報」という。）

顧問弁護士特定情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書に該当せず、また、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ、条例第10条第3号ただし書に該当せず、さらに以下のとおり、警察事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。

実施機関の顧問弁護士は、警察職員の各種警察活動に係る訴訟事件や高度な

法律的判断を要する案件についての法律相談を受け、それらに対するアドバイスを行っており、警察職員の適正な職務執行をする上で、重要な役割を果たしている。

そのため、顧問弁護士を公にすることになれば、当該訴訟事件や高度な法律判断を要する案件に関わる悪意ある者が、自己を有利にするための手段として、顧問弁護士に対して威迫やいやがらせ等、業務妨害を行うことにより、警察の適正な職務執行に時間を要したり、若しくはその対応ができなくなるなど、当該案件に関する警察活動に支障を来すおそれがある。

また、顧問弁護士は、弁護士であれば誰でも選任できるものではなく、警察業務に精通し、かつ、警察活動に理解を持っているなど、特定の弁護士を選任しているものである。

そして、選任された顧問弁護士は、警察の顧問弁護業務だけではなく、他の弁護業務も行っていることから、警察の顧問弁護士であることが公になり、威迫やいやがらせ等を受けることになれば、心身の故障や他の弁護業務に支障を来すことを理由に、顧問弁護士を辞任せざるを得ない状況となり得る。

そうすれば、新たな顧問弁護士の選任が必要となるため、警察の顧問弁護業務に支障を来すおそれもある。

さらに、警察は反社会勢力と対峙して活動するという警察事務の特殊性を有していることから、顧問弁護士個人も反社会勢力の攻撃対象とされ得るおそれがあり、顧問弁護士個人に対する威迫や脅迫等の犯罪行為を防止する上でも、顧問弁護士特定情報については、明らかにすべきではない。

### (3) 警察電話番号

警察電話番号については、警察事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。

## 2 不開示とした部分及びその理由（各文書）

### (1) 文書1

ア 顧問弁護士の選定理由については、これを公にすると、どのような弁護士を顧問弁護士とするかという判断基準が明らかとなることから、警察の敵対勢力により選定理由に合致する悪意ある弁護士を送り込まれ、顧問弁護士として選任してしまう可能性が否定できないことや、選定理由から顧問弁護士が特定され、威迫やいやがらせ等を受ける可能性があることを考えると、警察事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。

イ 顧問弁護士の生年月日及び経歴については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書に該当しないため、不開示とした。

### (2) 文書3

検査調書欄外のうち不開示とした部分は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書に該当しないため、不開示とした。

(3) 文書4

案の要旨のうち不開示とした部分は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書に該当しないため、不開示とした。

(4) 文書5

ア 顧問弁護士の選定理由については、上記(1)アと同様に不開示とした。

イ 顧問弁護士の略歴のうち、生年月日、出身地、学歴、職歴及び委員等経歴については、上記(1)イと同様の理由で不開示とした。

ウ 顧問弁護士の略歴のうち、「その他」欄については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書に該当せず、また、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ、条例第10条第3号ただし書に該当しないため、不開示とした。

(5) 文書6

ア 起案用紙に添付した説明資料の「委嘱経緯」及び「後任の顧問弁護士」のうち不開示とした部分は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書に該当しないため、不開示とした。

イ 起案用紙に添付した説明資料の「参考事項」については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書に該当せず、また、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ、条例第10条第3号ただし書に該当せず、さらに上記(1)ア及び(4)アと同様に警察事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。

(6) 文書7

口座振替依頼書のうち不開示とした部分については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書に該当しないため、不開示とした。

(7) 文書8及び9

起案用紙及び起案用紙に添付した文書のうち不開示とした部分については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書に該当しないため、不開示とした。

### 3 審査請求人の主張に対する弁明

(1) 「弁護士の学歴経歴については、事業に関する情報である」について

弁護士の学歴経歴については、弁護士の業としての情報ではなく、弁護士個人に関する情報であり、上記2(4)イのとおり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書に該当しないため、不開示としたものである。

(2) 「弁護士が受任する以上、当然のことであり、不利益を配慮する必要などな

い」について

警察の顧問弁護士については、弁護士の事業活動であり、上記1(2)のとおり、警察事務の特殊性から、公にすることにより、顧問弁護士個人に対して威迫や妨害等を受け、警察の顧問弁護業務だけでなく、他の弁護士業務に支障を来すおそれがあり、かつ、条例第10条第3号ただし書に該当しないため、不開示としたものである。

- (3)「顧問弁護士やその選定理由を明かすことは県警の業務の支障にならない。公金で委託する以上は支払先は明らかにする必要はあるし、支払うからには選任理由は公にしなければ適正な遂行とはならない」について

顧問弁護士は、弁護士であれば誰でも選任しているものではなく、警察事務に精通している等、特定の弁護士を選任しており、その選任された顧問弁護士は、警察の顧問弁護業務だけではなく、他の弁護業務も行っている。

警察の顧問弁護士であることが公になり、反社会勢力などから威迫等を受けるようになれば、心身の故障や他の弁護業務に支障を来すこととなり、顧問弁護士を辞任せざるを得ない状態となると、新たな顧問弁護士の選任が必要となり、警察業務の適正な遂行に大きな支障を来すこととなる。

このように、選定理由を公にすれば、悪意ある者や反社会勢力などから、顧問弁護士に対し、威迫やいやがらせ等、業務妨害が行われることにより、警察活動の適正な遂行に支障を来すおそれがあることから、条例第10条第6号に規定する不開示情報である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、実施機関における平成28年度の顧問弁護士について、辞任した弁護士及びその後任として委嘱した弁護士に関する書類並びに当該弁護士に支払われる報酬について分かる書類の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求に対し、文書1から文書9までの文書を対象文書として特定し、別表2に掲げる不開示情報を不開示とする行政文書部分開示決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、顧問弁護士に関する情報及びその選定理由を開示すべきと主張していることから、これらに該当する情報について不開示情報該当性を検討する。

### 2 本件対象文書の不開示情報該当性について

- (1) 条例第10条第6号の不開示情報該当性について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであり、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「おそれ」の程度は、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じること

ついて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならないと解される。

#### ア 顧問弁護士に関する情報について

顧問弁護士に関する情報のうち、実施機関が条例第10条第6号の不開示情報に該当するとして不開示とした情報は、顧問弁護士特定情報のうち、自宅の住所を除く氏名、印影、事務所名、事務所所在地、郵便番号、電話番号及びファックス番号である。

実施機関は、上記第4の1(2)のとおり、これらの情報を開示することにより顧問弁護士を公にすることになれば、警察職員の各種警察活動に係る訴訟事件や高度な法律的判断を要する案件に関わる悪意ある者が顧問弁護士に対して業務妨害等を行い、当該事案や案件に関する警察活動に支障を来すおそれや、顧問弁護士を辞任することになれば、警察の顧問弁護業務に支障を来すとおそれがあると説明する。

確かに、反社会勢力や被疑者等と対峙して活動する警察業務の特殊性に鑑みれば、顧問弁護士特定情報を開示することにより顧問弁護士であることが公になれば、反社会勢力や実施機関に悪意を持つ者（以下「反社会勢力等」という。）の攻撃対象とされる可能性が全くないとはいえない。

しかしながら、実施機関が当事者となる訴訟事件においては、相手方当事者に対して、実施機関の訴訟代理人は明らかとなるから、実施機関の説明する警察活動や警察業務の適正な遂行に生じる支障とは、実施機関と争訟関係のない反社会勢力等が実施機関の顧問弁護士を攻撃対象とすることにより、あるいは、実施機関と争訟関係にある反社会勢力等が当該訴訟事件の訴訟代理人として関与していないにもかかわらず顧問弁護士を攻撃対象とすることにより生じるものに限られると認められるところ、諮問実施機関によれば、実施機関の顧問弁護士であることを理由に業務妨害等が行われた具体的な事例はないということであるから、警察の適正な職務遂行や訴訟等の遂行に支障を及ぼすおそれの程度については、抽象的で具体性に欠けるものであるといわざるを得ない。

以上のことから、顧問弁護士特定情報のうち、氏名、印影、事務所名、事務所所在地、郵便番号、電話番号及びファックス番号は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

#### イ 顧問弁護士の選定理由等について

当審査会において、文書1及び文書5に記載されている顧問弁護士の選定理由及び実施機関が当該選定理由と同等の情報が記載されている旨説明する文書6の説明資料の「参考事項」を見分したところ、顧問弁護士を委嘱する弁護士に関して評価した内容等が記されていた。

実施機関は上記第4の2(1)ア及び(4)アのとおり、顧問弁護士の選定理由を明らかにすることは、顧問弁護士を選定する際の判断基準が明らかにすることであり、反社会勢力等から基準に合致する悪意ある弁護士を送り込まれ、実施機関の顧問弁護士として選任してしまう可能性を否定できない

こと、また、選定理由から弁護士を絞り込んでいくなどすれば、顧問弁護士が特定され、威迫やいやがらせ等を受け、顧問弁護士を辞任せざるを得なくなり、警察の顧問弁護業務に支障を来す可能性があることから、警察事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため不開示とした旨説明する。

しかしながら、顧問弁護士の委嘱に際しては、実施機関において候補となる弁護士の活動内容の調査等を行い、その結果を踏まえ、多くの警察職員の承認を受けた上で決裁していることから、反社会勢力等の意に沿った弁護士を選定することは想定しにくく、実施機関によれば、その可能性は極めて低いということであった。

また、選定理由から絞り込みを行い、顧問弁護士を特定された場合に生じる警察事務の適正な職務遂行や訴訟等の遂行に支障が生じるおそれの程度については、上記アで判断したとおり、抽象的で具体性に欠けるものと言わざるを得ない。

以上のことから、顧問弁護士の選定理由等は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

## (2) 条例第10条第3号の不開示情報該当性について

条例第10条第3号は、法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを規定している。

これは、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、開示することにより、事業を行うものの権利や適正な競争秩序が阻害されるような情報は、不開示とすることを定めたものである。

この場合において、「正当な利益を害するおそれ」があるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものである。

実施機関は、顧問弁護士に関する情報のうち、文書1に記載されている顧問弁護士特定情報、文書5の顧問弁護士の略歴のうち「その他」に記載されている情報（以下「『その他』情報」という。）及び文書6の起案用紙に添付した説明資料の「参考事項」に記載された情報（以下「『参考事項』情報」という。）を条例第10条第3号に該当するとして不開示としていることから、これら情報ごとに同号の不開示情報該当性を検討する。

### ア 顧問弁護士特定情報について

顧問弁護士に関する情報のうち、実施機関が条例第10条第3号の不開示情報に該当するとして不開示とした情報は、顧問弁護士特定情報のうち、自宅の住所を除く氏名、印影、事務所名、事務所所在地、郵便番号、電話番号及びファックス番号である。

実施機関によれば、これらの情報を開示することにより顧問弁護士であることが公にされると、顧問弁護士が反社会勢力等から業務妨害等を受け、警

察の顧問弁護士としての職務に支障が生ずることはもちろん、心身の故障等を来すことになれば、他の弁護士活動にも支障を及ぼすこととなり、弁護士業を営む個人としての正当な権利を害するおそれがある旨説明するが、上記（１）アで述べたとおり、実施機関の顧問弁護士であることを理由に業務妨害等を受けた具体的な事例はないということであった。

また、顧問弁護士特定情報を公にすることによって当該弁護士の弁護士活動に生じる支障とは、実施機関と争訟関係にない反社会勢力等が当該弁護士の業務を妨害することなどによって生じるものに限られると認められるから、そのおそれの程度は、漠然とした不安感の域を出るものではない。

一方、顧問弁護士特定情報のうち、顧問弁護士の印影については、弁護士を特定する情報であるとともに、弁護士業を営む個人の当該事業に関する情報であり、当該弁護士作成の文書の真正性を示すものとして使用されているが、事業上関わりのない不特定多数の者に対し広く公開されているものではない。よって、顧問弁護士の印影を公にすると、顧問弁護士名義の文書が偽造されるなど不測の事態が生じるおそれを否定できず、弁護士業を営む個人としての正当な利益を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、顧問弁護士の印影は、条例第10条第3号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関がこれを不開示としたことは妥当であるが、その他の情報については、同号の不開示情報に該当するものとは認められない。

#### イ 「その他」情報について

「その他」情報は、辞任を表明した顧問弁護士の後任の顧問弁護士の委嘱について何う起案文書である文書5のうち後任の顧問弁護士の略歴の「その他」の項目に記載されている情報で、実施機関は、これらの情報が弁護士としての活動実績に当たるから、条例第10条第3号に該当すると判断したと説明する。

当審査会において「その他」情報を見分したところ、委嘱する弁護士の活動実績の中で顧問弁護士の委嘱に際し参考となる情報が記載されていた。その中には当該弁護士と関わりのある民間企業名が含まれており、これを公にすると、弁護士と当該民間企業との信頼関係が損なわれることとなり、弁護士としての正当な利益を害するものと認められる。

しかしながら、民間企業名を除く「その他」情報については、公にしたとしても当該弁護士の事業を営む個人としての正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

以上のことから、「その他」情報のうち民間企業名は、条例第10条第3号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当であるが、その他の情報については、同号の不開示情報に該当するものとは認められない。

#### ウ 「参考事項」情報について

「参考事項」情報は、後任の顧問弁護士の委嘱について、実施機関内部及



び諮問実施機関に対して報告するための資料について何う起案文書である文書6の報告資料の「参考事項」の項目に記載されている情報で、実施機関は、上記イと同様、「参考事項」情報のうち後段に記載されている情報が、弁護士としての活動実績を記載したものであるから、条例第10条第3号に該当すると判断したと説明する。

当審査会において、「参考事項」情報を見分したところ、その後段には当該弁護士が関わった訴訟事件の概要等が記載されていたほか、委嘱する弁護士の活動実績のうち参考となる情報が記載されていた。

これらの情報はいずれも、公にしたとしても弁護士業を営む個人としての正当な利益を害するようなものとは認められない。

したがって、「参考事項」情報は、条例第10条第3号の不開示情報に該当するものとは認められない。

### (3) 条例第10条第2号の不開示情報該当性について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ここにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、記載されている情報のみからでは、一般的には特定の個人を識別することはできないが、作文、カルテなど個人の人格と密接にかかわる情報などのように、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

実施機関は、審査請求人が開示を求める顧問弁護士に関する情報について、条例第10条第2号、第3号及び第6号に該当するとして本件処分を行っており、このうち、前記（2）において同条第3号の不開示情報に該当すると判断した情報は、同条第2号の該当性を検討するまでもなく不開示が妥当である。

以上を踏まえて、当審査会において、文書1及び文書3から文書9までを見分したところ、上記（2）において不開示情報に該当すると判断した情報を除

き、含まれる情報はおおむね次のとおり分類することができるから、これら情報ごとに条例第10条第2号の不開示情報該当性を検討する。

ア 自宅住所、出身地、生年月日、年齢、続柄、経歴（学歴、職歴、委員等経歴）

イ 顧問弁護士の委嘱開始年月

ウ 辞任の理由

エ 訴訟事件の事件番号、事件名、訴訟提起日、口頭弁論終結日、判決言渡日及び裁判所における係属部係名

オ 金融機関口座情報

カ 「その他」情報のうち実施機関との関わりを示す情報

キ 「参考事項」情報のうち実施機関との関わりを示す情報

ア 自宅住所、出身地、生年月日、年齢、続柄、経歴（学歴、職歴、委員等経歴）について

自宅住所、出身地、生年月日、年齢、続柄、経歴（学歴、職歴、委員等経歴）は、顧問弁護士個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

イ 顧問弁護士の委嘱開始年月

実施機関は、顧問弁護士の委嘱開始年月は顧問弁護士の個人に関する情報であるから、条例第10条第2号の不開示情報に該当すると判断した旨説明するが、顧問弁護士の委嘱開始年月は弁護士業を営む個人の当該事業に関する情報であるから、同号の該当性を判断するのではなく、同条第3号の該当性を判断すべきであるが、実施機関の顧問弁護士として委嘱を開始した年月を公にすることが当該弁護士の地位を不当に害するとは考えられず、同号にも該当しないため、開示すべきである。

ウ 辞任の理由

文書6に記載されている顧問弁護士の辞任の理由は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

エ 訴訟事件の事件番号、事件名、訴訟提起日、口頭弁論終結日、判決言渡日及び裁判所における係属部係名について

文書4、文書8及び文書9には、実施機関が当事者である訴訟事件の事件番号、事件名、訴訟提起日、口頭弁論終結日、判決言渡日及び裁判所における係属部係名が記載されており、これらの情報は、当該訴訟事件に係る個人に関する情報であって、このうち、事件番号は、それ自体から直ちに特定の個人を識別することができるものとは認められないが、公にすることにより、受訴裁判所の訴訟記録と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと

認められる。

次に、条例第10条第2号ただし書該当の当否について検討すると、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条第1項で何人も訴訟記録の閲覧を請求することができる旨定められているが、その一方で、裁判所での訴訟記録の閲覧には訴訟記録の事件番号、当事者氏名等で訴訟記録を特定することが事実上要請されていることなどから、常に裁判所が訴訟記録の閲覧を無条件に容認するものではないと解される。また、判例データベース等に事件番号が掲載されていたとしても、そこでは、関係者が個人である場合は個人名を伏せて公表するなどしており、これらは、個人に関する情報は保護しなくてはならないとの認識を社会一般が持っているという実態に配慮した取扱いであると認められる。そうすると、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づき、民事訴訟法に基づく閲覧制度等が設けられており、また、事件番号等が判例データベース等に掲載されていたとしても、これをもって、事件番号が条例に基づく情報公開制度において、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとは認められないことから、条例第10条第2号ただし書イに該当せず、また、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

よって、実施機関が事件番号を不開示としたことは妥当である。

しかしながら、事件名、訴訟提起日、口頭弁論終結日、判決言渡日及び裁判所における係属部係名については、特定の個人が識別される情報とは認められないため、開示すべきである。

#### オ 金融機関口座情報

金融機関口座情報は、顧問弁護士個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

#### カ 「その他」情報のうち実施機関との関わりを示す情報について

実施機関は、「その他」情報のうち実施機関との関わりを示す情報は、実施機関と顧問弁護士個人との関わりについて記載したものであるから、条例第10条第2号の不開示情報に該当すると判断したと説明するが、当該情報は弁護士業を営む個人の当該事業に関する情報であるから、同号の該当性を判断するのではなく、同条第3号の該当性を判断すべきであるが、実施機関との関わりが、事業を営む弁護士の地位を不当に害するとは考えられず、同号にも該当しないため、開示すべきである。

#### キ 「参考事項」情報のうち実施機関との関わりを示す情報

当審査会において、「参考事項」情報のうち実施機関との関わりを示す情報を見分したところ、記載されている内容は上記カとほぼ同様であり、上記カで判断したとおり、条例第10条第2号及び同条第3号の不開示情報に該当するものとは認められないため、開示すべきである。

### 3 実施機関のその他の説明について

実施機関は、顧問弁護士特定情報を不開示とした理由について、弁明書で上記第4の1(2)のとおり、「さらに、警察は反社会勢力と対峙して活動するという警察事務の特殊を有していることから、顧問弁護士個人も反社会勢力の攻撃対象とされ得るおそれがあり、顧問弁護士個人に対する威迫や脅迫等の犯罪行為を防止する上でも、顧問弁護士特定情報については、明らかにすべきではない。」と、条例第10条第4号で規定する不開示情報(犯罪の予防・捜査等情報)にも該当するかのよう説明しており、当審査会が諮問実施機関に対する意見聴取を行った際にも、顧問弁護士特定情報は同号の不開示情報にも該当すると考えているが不開示理由としては追加しない旨説明した。

そうすると、本件処分の決定通知書及び審査請求に対する弁明書において、顧問弁護士特定情報が条例第10条第4号の不開示情報にも該当する旨の理由を示していないのであるから、それに対して反論する機会が審査請求人に付与されているとは認められない。

広島県行政手続条例(平成7年3月15日条例第1号。以下「手続条例」という。)第8条の理由の提示に係る規定は、不開示理由の有無について行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意的な判断を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであり、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由が、原則として不開示決定の通知書面の記載から知り得るものでなければならないとされていることからすれば、本件処分において条例第10条第4号を理由に不開示とすることは、手続条例第8条の趣旨に照らし不備があるものといわざるを得ない。

したがって、当審査会では、条例第10条第4号の不開示情報該当性については判断しないものである。

### 4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表1 当審査会において開示が妥当であると判断する部分

文 書	開示が妥当であると判断する部分
文書1	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧問弁護士の氏名，事務所所在地</li> <li>顧問弁護士の選定理由</li> </ul>
文書3	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧問弁護士の氏名，事務所所在地</li> </ul>
文書4	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧問弁護士の氏名，事務所所在地</li> <li>訴訟事件の事件名</li> </ul>
文書5	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧問弁護士の氏名，事務所所在地，事務所名</li> <li>顧問弁護士の選定理由</li> <li>弁護士の略歴の「その他」の項目の記載内容（民間企業名を除く。）</li> </ul>
文書6	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧問弁護士の氏名，事務所所在地，事務所名</li> <li>報告資料の「参考事項」の記載内容</li> </ul>
文書7	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧問弁護士の氏名，事務所所在地，事務所名</li> </ul>
文書8	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧問弁護士の氏名，事務所所在地</li> <li>訴訟事件の事件名，訴訟提起日及び口頭弁論終結日</li> </ul>
文書9	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧問弁護士の氏名，事務所所在地</li> <li>訴訟事件の事件名及び裁判所における係属部係名</li> </ul>

別表2 本件処分において実施機関が開示しなかった部分及びその理由

文 書	不開示とした部分	不開示理由（適用条文）
本件対象文書	警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影	<p>特定の個人が識別され，又は識別され得る情報であり，かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため （条例第10条第2号該当）</p>
	顧問弁護士の氏名，印影，住所，事務所名，事務所所在地，郵便番号，電話番号及びファックス番号	<p>特定の個人が識別され，又は識別され得る情報であり，かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため （条例第10条第2号該当）</p> <p>事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公にすることにより，当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，かつ，条例第10条第3号ただし書に該当しないため （条例第10条第3号該当）</p> <p>警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （条例第10条第6号該当）</p>
	警察電話番号	<p>警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （条例第10条第6号該当）</p>

文書 1	顧問弁護士を委嘱する弁護士の「選定理由」	警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (条例第10条第6号該当)
	顧問弁護士を委嘱する弁護士の生年月日及び経歴	特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため (条例第10条第2号該当)
文書 3	検査調書欄外のうち不開示とした部分	特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため (条例第10条第2号該当)
文書 4	案の要旨のうち不開示とした部分	特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため (条例第10条第2号該当)
文書 5	顧問弁護士を委嘱する弁護士の「選定理由」	警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (条例第10条第6号該当)
	顧問弁護士を委嘱する弁護士の略歴のうち「生年月日」、「出身地」、「学歴」、「職歴」及び「委員等経歴」欄	特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため (条例第10条第2号該当)
	顧問弁護士を委嘱する弁護士の略歴のうち「その他」欄	特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため (条例第10条第2号該当)  事業営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ、条例第10条第3号ただし書に該当しないため (条例第10条第3号該当)
文書 6	起案用紙に添付した説明資料の「委嘱経緯」及び「後任の顧問弁護士」のうち不開示とした部分	特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため (条例第10条第2号該当)
	起案用紙に添付した説明資料の「参考事項」	特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため (条例第10条第2号該当)

		<p>事業営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ、条例第10条第3号ただし書に該当しないため  (条例第10条第3号該当)</p> <p>警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため  (条例第10条第6号該当)</p>
文書7	口座振替依頼書のうち不開示とした部分	<p>特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため  (条例第10条第2号該当)</p>
文書8, 9	起案用紙及び起案用紙に添付した文書のうち不開示とした部分	<p>特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため  (条例第10条第2号該当)</p>

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
28. 11. 10	・ 諮問を受けた。
29. 10. 31 (平成29年度第7回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 11. 28 (平成29年度第8回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
29. 12. 26 (平成29年度第9回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 1. 25 (平成29年度第10回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 ( 部 会 長 )	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授